

北海道高等学校安全互助会

事業方法書

(共済事業を行う区域)

第1条 共済事業を行う区域は、主に北海道内とする。

(共済契約者の範囲及び共済金受取人)

第2条 共済契約者は、当会が実施する共済事業に加入した北海道の高等学校及び中等教育学校の単位PTA会長とする。

2 共済金受取人は、次に掲げる者とする。

(1) 被共済者が生徒である場合は、当該被共済者の保護者（PTA・青少年教育団体共済法第2条及び同法施行規則第1条に規定する保護者をいう。以下同じ。）とする。ただし、被共済者が20歳以上である場合は、被共済者とする。

(2) 被共済者がPTA会員等である場合（第3号の場合を除く。）は、被共済者とする。

(3) 前号のうち、受け取る共済金がPTA死亡共済金の場合は、被共済者の相続人とする。

(共済事業の種類及び被共済者の範囲)

第3条 当会が行う共済事業は、被共済者の死亡、障害、傷病に対して共済約款に従い補償をするもので、共済金の区分、補償内容、被共済者の範囲、共済金額は以下のとおりとする。

生徒

共済金の区分	補償内容	被共済者の範囲	共済金額
①死亡共済金	学校の管理下における活動中の災害により死亡したとき (独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「スポーツ振興センター」という。)が災害共済給付の対象となった場合に限る)	学校に在籍する生徒	1,000万円 (通学中又は突然死の場合はその2分の1の額)
②特別死亡共済金	PTAの管理下における活動中の災害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき	学校に在籍する生徒	1,500万円 (通学中又は突然死の場合はその2分の1の額)
③障害共済金	学校の管理下における活動中の災害により、共済約款に定める障害の状態となったとき (スポーツ振興センターが災害共済給付の対象となった場合に限る)	学校に在籍する生徒	最高1,200万円 障害の等級ごとに別表1に定める額 (通学中の災害に起因する場合はそ

			の2分の1の額)
④特別障害共済金	P T Aの管理下における活動中の災害により、事故の発生日からその日を含めて180日以内に共済約款に定める障害の状態となったとき。(障害の等級区分はスポーツ振興センターの区分を準用する)	学校に在籍する生徒	最高1,500万円 障害の等級ごとに別表2に定める額 (通学中の災害に起因する場合はその2分の1の額)
⑤歯科補綴共済金	学校の管理下における活動中の災害により、事故の発生日からその日を含めて180日以内に歯科補綴を受けた場合でスポーツ振興センターの給付の対象となる障害の程度に達しないとき、及びP T Aの管理下における活動中の災害によりその日を含めて180日以内に歯科補綴(欠損補綴に限る)を受けた場合で、給付対象としたとき	学校に在籍する生徒	別表3に定めた1本につき4万円を限度に、自費治療費の範囲内 (通学中の災害に起因する場合はその2分の1の額)
⑥傷病共済金	学校の管理下における活動中の災害により、入院又は通院したとき(スポーツ振興センターが災害共済給付を行った場合で、同一災害についてひと月分の振興センター給付額が1万円以上のとき。ただし、初回月分が1万円未満の場合でも、初回月分と翌月分の合計が1万円以上のときは給付の対象とする。	学校に在籍する生徒	スポーツ振興センターの医療費の給付額の4割(ただし、1ヶ月の給付額が4万円を超えない範囲の額) ただし、平成30年度までに発生した災害については、スポーツ振興センターの医療費の給付額の2分の1(ただし、1ヶ月の給付額が6万円を超えない範囲の額)
⑦特別傷病共済金	P T Aの管理下における活動中の災害により、入院又は通院した場合で、スポーツ振興	学校に在籍する生徒	スポーツ振興センターと同様の算定方法により算定し

	センターの給付の対象とならないとき（スポーツ振興センターと同様の算定方法により算定した額が同一月で5千円以上のとき）	た額（ただし、災害の発生の日からその日を含めて180日以内）
--	--	--------------------------------

P T A 会 員 等

共済金の区分	補償内容	被共済者の範囲	共済金額
⑧ P T A 死亡共済金	P T A の管理下における活動中の災害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき	P T A 会員及び特定の役割を行うために P T A が主催又は共催する行事に参加することを P T A 会長が認めた者	400万円 （自宅と会場間の移動中又は突然死の場合はその2分の1の額）
⑨ P T A 障害共済金	P T A の管理下における活動中の災害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に共済約款に定める障害の状態となったとき（障害の等級区分はスポーツ振興センターの区分を準用する）	⑧に定める場合と同様（一災害一回限り）	最高400万円 別表4及び別表5に定めた額 （自宅と会場間の移動中の災害に起因する場合はその2分の1の額）
⑩ P T A 傷病共済金	P T A の管理下における活動中の災害により、入院又は通院したとき	⑧に定める場合と同様（一災害一回限り）	別表4に定めた額 （ただし、災害の発生の日からその日を含めて180日以内）

香 料（※一般事業）

⑪ 香 料	生徒が死亡した場合で、スポーツ振興センターおよび本会の共済金の給付の対象とならないとき	学校に在籍する生徒	10万円
-------	---	-----------	------

(補償の対象となる活動)

第4条 補償の対象となる活動の範囲は次の各号に掲げるものをいう。

(1) 生徒の場合

<①、③、⑤、⑥の場合>

- イ 法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- ロ 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ハ 上記の他、生徒が休憩時間中にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
- ニ 通常の経路及び方法により通学する場合

<②、④、⑤、⑦の場合>

- イ スポーツ振興センターの給付対象とならない活動のうち、PTAが主催又は共催する活動に参加している場合
- ロ 合理的な経路及び方法により自宅と会場の間を移動する場合

(2) PTA会員等 (PTA会員及び特定の役割を行うためにPTAが主催又は共催する行事に参加することをPTA会長が認めた者)

<⑧、⑨、⑩の場合>

- イ PTA総会など会則に基づく手続きを経て決定された、PTAが主催又は共催する行事 (学校が主催する行事のうち予めPTAが組織的に参加することを決めた行事を含む) に参加している場合
- ロ 合理的な経路及び方法により自宅と会場の間を移動する場合

(共済期間の制限)

第5条 共済期間は、4月1日より当該年度末までの一年とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき、期間途中で加入した者については、加入日 (共済掛金振込日) の翌日より当該年度末までとする。

(共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う者の権限等)

第6条 当会は共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う者を置くことができる。

2 前項の規定により当会が委託する業務は、以下のものとする。

- (1) 共済契約の締結の代理又は媒介及び解除
- (2) 共済掛金の収受又は返還
- (3) 共済掛金領収書の発行及び交付
- (4) 共済契約の締結に必要な事項の調査
- (5) その他共済契約に関する業務

3 当会が必要と認めるときは、前項第1号から第5号に掲げた権限に制限を加えることができる。

(共済契約締結の手續及び共済掛金の収受に関する事項)

第7条 共済契約を締結しようとする単位PTAは、毎事業年度開始前に、所定の共済契約申込書に所要事項を記入し、当会に申し込むものとする。また、当会は当該申込書を審査の上、引受けの可否を決定する。

2 毎事業年度開始後、共済契約者は、加入者名簿を提出するとともに、6月末日までの

間に、共済掛金を当会が指定する金融機関に振り込むものとする。ただし、特定の役割を行うためにPTAが主催又は共催する行事に参加することをPTA会長が認めた者については共済掛金の支払いを免除する。

なお、加入を希望する者は、所定の申込用紙に記名押印した上で共済契約者に加入を申し込むものとする。

- 3 当会は、共済契約者より共済掛金を受領したときは、これに対して、当会所定の共済掛金受領書及び共済証書を交付する。ただし、共済契約者と合意した場合は、共済証書は交付しないことができるものとする。

(共済証書の記載事項)

第8条 共済証書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 当会の名称
- (2) 共済契約者の名称及び代表者の氏名
- (3) 被共済者を特定するために必要な事項
- (4) 補償対象となる災害
- (5) 共済期間の始期及び終期
- (6) 共済金額に関する事項
- (7) 契約締結日
- (8) 共済証書作成日

- 2 前項の共済証書には、当会の代表者が署名し、又は記名押印する。

(共済契約申込書の記載事項及びこれに添付すべき書類の種類)

第9条 共済契約申込書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 申込者の名称、代表者氏名、住所
- (2) 当会の名称
- (3) 加入者の見込み数及び収受する共済掛金の見込み額
- (4) 申込書の作成日

- 2 前項の共済契約申込書には、申込者の代表者が署名し、又は記名押印する。

- 3 第1項の共済契約申込書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 加入者名簿
- (2) 行事予定表

(被共済者の異動)

第10条 第7条第2項に定める共済掛金の支払後に、共済契約者が、被共済者の追加をするときは、追加加入者名簿に、当該共済契約の共済期間の終期までの金額を添えて当会に提出するものとする。

- 2 第7条第2項に定める共済掛金の支払後に、共済契約者が、被共済者の一部を脱退させようとするとき又は脱退を認めるときは、当会所定の異動報告書に所要事項を記入し、当会に提出する。

- 3 共済契約締結後の共済契約の解除については、共済約款に規定する。

(共済契約者及び加入者名簿)

第11条 当会は、共済契約者の名称等を記載した共済契約者名簿及び加入者の氏名等を記載した加入者名簿を備え付けるものとする。

(共済掛金の設定)

第12条 共済掛金の設定は、算出方法書の規定によるものとする。

(共済金の支払)

第13条 共済金の支払に関する事項については共済約款の規定による。

(共済掛金の返還)

第14条 共済掛金の返還については共済約款の規定による。

(再保険又は再共済)

第15条 当会は、引き受けた共済責任を再保険又は再共済できるものとする。

(共済金額及び共済期間の変更)

第16条 共済金額及び共済期間の変更は共済約款の規定による。

附 則

この事業方法書は、平成26年9月6日から施行する。

平成28年2月13日一部改正(第3条)し、同日から施行する。

平成30年12月13日一部改正(第3条)し、平成31年4月1日から施行する。

別表1 (③障害共済金関係) 等級はスポーツ振興センターの区分による

等級	給付額	等級	給付額	等級	給付額
1級	1,200万円	6級	450万円	11級	90万円
2級	1,070万円	7級	380万円	12級	65万円
3級	930万円	8級	220万円	13級	45万円
4級	650万円	9級	175万円	14級	25万円
5級	540万円	10級	125万円		

別表2 (④特別障害共済金関係) 等級はスポーツ振興センターの区分による

等級	給付額	等級	給付額	等級	給付額
1級	1,500万円	6級	560万円	11級	115万円
2級	1,340万円	7級	475万円	12級	85万円
3級	1,170万円	8級	275万円	13級	55万円
4級	810万円	9級	220万円	14級	35万円
5級	675万円	10級	160万円		

別表3 (⑤歯科補綴共済金関係)

共済金名	共済金額	摘要
歯科補綴共済金	1本につき4万円を限度(ただし、100円未満は切り捨て)	自費診療費の金額を超えない額

別表4 (⑧⑨⑩PTA会員等関係)

共済金名	共済金額		摘要
PTA死亡共済金	400万円		
PTA障害共済金	最高 400万円		別表5の区分による
PTA傷病共済金	入院7~30日	5万円	1災害1回限り
	入院31日以上	10万円	
	通院 3日以上	1万円	

別表5（㊟PTA障害共済金関係）等級はスポーツ振興センターの区分（労働者災害補償保険法施行規則別表第1）による

等級	給付額	等級	給付額	等級	給付額
1級	400万円	6級	150万円	11級	30万円
2級	355万円	7級	125万円	12級	20万円
3級	310万円	8級	75万円	13級	15万円
4級	215万円	9級	60万円	14級	10万円
5級	180万円	10級	40万円		